

当社発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び  
原子炉の規制に関する法律に基づく検査に関するデータ処理における  
改ざんの有無についての報告の提出について

平成 19 年 1 月 31 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 18 年 12 月 5 日に経済産業省から受領した指示文書<sup>※</sup>に基づき、発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査（使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査）に関するデータ処理における改ざんの有無について、社外の弁護士を加えた対策部会を設置し、調査を行ってまいりました。

本日、本件に関する調査報告書を取りまとめ、経済産業省に提出いたしましたので、お知らせします。

今回の調査により、法定検査に関する不正な行為やデータ処理における改ざんを行っていたことが明らかになりました。当社といたしましては、立地地域をはじめ広く社会の皆さま方に改めて深くお詫び申し上げます。

設備の安全性については、直ちに問題になるものは含まれていないものと判断しておりますが、今後、不正な行為や改ざんを行った経緯及びその原因等についてさらに調査を実施し、再発防止対策を早急に取りまとめてまいります。

また、調査の過程において、法定検査に関するデータ処理以外においても、不正な行為や改ざんが行われた可能性のある項目が確認されたことから、これらについても引き続き調査を実施してまいります。

以 上

○別添資料

- ・ 当社発電設備の法定検査に関するデータ処理における改ざんの有無についての調査結果 概要
- ・ 法定検査に関するデータ処理における改ざんの有無についての調査結果（火力発電設備）概要
- ・ 法定検査に関するデータ処理における改ざんの有無についての調査結果（原子力発電設備）概要
- ・ 法定検査に関するデータ処理における改ざん以外の調査で確認された改ざん等について（原子力発電設備）概要
- ・ 当社発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査に関するデータ処理における改ざんの有無についての報告
- ・ 東扇島火力発電所における取放水口海水温度差のデータ処理について
- ・ 法定検査に関するデータ処理における改ざん以外の調査で確認された改ざん等について

※：経済産業省から受領した指示文書

検査データの改ざんに係る報告徴収について（平成18年12月5日付）

1. 今般確認された福島第一原子力発電所第1号機におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成19年1月11日までに報告すること。
2. （東京電力の）発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査（使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査）に関するデータ処理における改ざんの有無（有りの場合にあつては、その内容を含む。）について平成19年1月31日までに報告すること。